

1992年4月17日第三種郵便物認可(毎月3回7の日発行)

2012年3月20日発行 SSKR6438 増刊通巻

SSKR

# CIL東大和通信

第

24

号

編集 NPO法人 自立生活センター・東大和

〒207-0014 東京都東大和市南街1-22-6 シティコート南街1F

TEL : 042-567-2622 FAX : 042-567-2912

EMAIL : cil-ymt@violin.ocn.ne.jp

発行所 東京都世田谷区砧6-26-21

障害者団体定期刊行物協会 定価 100円

2月は何の季節だったか  
知ってるかい?  
節分?チョコレート??



ダスキン研修生の季節なさつ

- |   |           |
|---|-----------|
| 1. 総合福祉法のゆくえ                              | .....2.3P |
| 2. 医療的ケアの法改正 勝手に薬の吸引や経管栄養を行なってはだめ         | .....4.6P |
| 3. 利用者・アテンダント連絡会 [3月2日【金】・3日(土)]          | .....6P   |
| 4. JIL 全国セミナー報告@岡山 [1月23日(月)~1月25日(水)]    | .....7P   |
| 5. カンボジアからダスキン研修生がきました [2月18日(土)~3月3日(土)] | .....8.9P |
| 6. 活動内容 [12~3月間]                          | .....10P  |
| お知らせ お花見                                  | .....11P  |

# 1. 総合福祉法のゆくえ

## 一、障害者自立支援法

現在の障害福祉サービスは、障害者自立支援法で提供されています。

しかし、

- 障害者自立支援法は、(障害の種別、障害の程度、年齢等によって) サービス利用制限がある。普通の生活をするためなのに、定率負担がある。地域格差が大きい。
- 全国の障害者が一斉に自立支援法は違憲だということで国を提訴。その後、違憲訴訟団と国が和解、基本合意文書にて「支援法の廃止」を約束している。
- 支援法廃止と新法の制定は民主党のマニフェストである。

といったことから、障害者自立支援法に代わる法律が求められています。

しかし、これは障害者施策全体の見直しにも及ぶ話です。

## 二、障害者権利条約

なぜ障害者施策全体の見直しなのかについてですが、世界の流れとして、障害者政策にとって大きなことが起きたからです。

2006年 国連で障害者権利条約が採択されました。

条約の中での革新的なPOINTとしては、

- ① 「障害」は社会環境が作り出すもの (社会モデル)
  - ② 障害者は障害のない者との平等を確保される権利がある
  - ③ 「障害」をなくすための配慮をしないことは差別に当たる

等が挙げられます。

しかし、日本の障害者施策は、権利条約を批准するレベルにはなかったため、批准に向か、2010年 内閣府の中で障害者制度の短期集中改革への着手が始まりました。

→そして、障がい者制度改革推進会議が発足し、議論を重ねています。

- ① 障害者基本法の改正 →→2011年に実行
  - ② 障害者自立支援法の廃止と新法(総合福祉法;仮)の制定 →→2012年に実行予定
  - ③ 障害者差別禁止法の制定 →→2013年に実行予定

障害者自立支援法の廃止と新法制定にはこうした経緯があったんです。

## 三、そして、いざ新法へ…って、あれっ？

→自立支援法廃止は必須であるので…。  
→障がい者制度改革推進会議総合福祉部会にて、  
新法の骨格をまとめあげ厚労省に提言提出

わくわく、さぞかし素晴らしい新法が☆

→2012年2月8日の総合福祉部会にて、厚労省案提示

→60項目に及ぶ骨格提言をほとんど無視されました。

なんじやあああ、こりやあああ（怒り）

→法律の名前を変え、ごく一部の難病者（障害者手帳が取れない人）をサービス対象にするくらいで、それ以外は支援法継続なのに「新法です！」と言い張る作戦。

むつ、意念。だが、諦めない！！

→全国で緊急ロビーイングにより若干の書き返しがありました。  
→重度訪問利用者の範囲の拡大、障害者の範囲、社会的障壁の除去、通学時や入院時の介助、支給決定の仕組み、等さらなる検討の必要性を認識させました。

## 四、結局のところ

不十分な内容になってしまいましたが、厚労省案の基本理念に、「基本指針を変更しようとするときは、あらかじめ、障害者及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。」と入ったことで、当事者参画の制度づくりが継続される可能性が残りました。

また、附則に「共生社会の実現に向けて、障害者等の支援に係る施策を段階的に講ずる」が入ったことで骨格提言の内容を段階的に反映させていく可能性が残りました。

まだまだ、障害者が当たり前の生活を手に入れるための闘いが続いていくことは確かなようです。

現在も各地でロビーイング実施中。ツイッター、フェイスブックなどでも民主党への意見集中。皆さんも民主党へ意見を上げていきましょう！

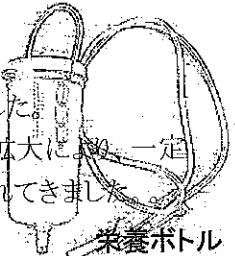
## 医療的ケアの法改正

# 2. 勝手に痰の吸引や経管栄養を行ってはだめ

### 痰(たん)の吸引 や 経管栄養

は「医行為(医療行為)」なので、「医師でなければやってはいけません」ということになっていました。

しかし、すでにご存知のとおり、現実には、社会情勢の変化、在宅支援システムの基盤の強化拡大により、一定の条件の下に「実質的違法性阻却論(つまり、法律違反じゃないとする考え方)」により容認されてきました。



栄養ボトル

2012年4月1日… 改正された法律(※1)のもとで、介護福祉士(※2)及び一定の研修を受けた

介護職員等(介護福祉士、ヘルパー(1~3級)、訪問介護員(1~3級)、基礎研修、重度訪問介護従事者、みなし証明者などなど)は、一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施できることになりました。

法律により規定されたのです。専門職! 喜ぶべきか、喜ばざるべきか。

さて、在宅者支援の**自立生活センター東大和のアテンダントの場合は…**

① 2012年3月末日時点で、すでに痰の吸引をやっているアテ

☆東京都に登録します

→『認定特定行為業務従事者証明書(以下認定証)』が発行されます

→2012年4月1日以降も痰の吸引が可能になります



② 2012年4月1日以降に痰の吸引や経管栄養を始めるアテ

基本研修	①講義 ②演習	9時間
------	------------	-----



実地研修	・指導看護師さんによる評価
------	---------------

→研修修了、→東京都へ申請登録、→『認定証』の発行

→痰の吸引、または経管栄養、またはその両方を行うことが可能になります。

### 注意!

東京都への登録申請は、実際の派遣先の「利用者」、そして実際の「行為」を特定して登録申請します。

#### [NG例:今後認められない例]

(1)(登録申請)痰吸引しか行なっていないのに、経管栄養も含めて『早めに登録しちゃえ!』

→痰吸引、経管栄養、それについて指導看護師よりその行為の評価を受け、東京都から『認定証』を発行してもらう必要があります。

(2)(流用)利用者Aさんで認定された痰の吸引を、『同じ吸引だから利用者Bさん宅でもやっちゃえ!』

→利用者Bさんと、その特定された行為についての『認定証』が必要です

(3)(転職)『以前勤めていた都内事業所で登録申請し“認定証”をもらったので、吸引も経管も大丈夫さ!』

→事業所が替わった場合、または掛け持ちする場合、基本研修を再度受講する必要はありませんが、『実地研修』は登録した事業所ごとに行い、『認定証』を発行してもらう必要があります。

※1介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律

※2介護福祉士は2015(平成27)年4/1より施行

●『医師・看護師という医療従事者は、“指導する”側になってしまふんだよ...』

●『医療福祉は一体であるべきはずなのになえ』。

毎年法改正に伴って要求される整備事業には泣かされますが、今回、介助者・事業所側にとつて不可欠な要素、実際に指導を受け持つ「看護師」との連携が、ひとつ困難としてあります。

「看護師の協力が得られない」との声をあちこちで聞きます。

行政側の性急な事業の進め方に対して問題があるのはもちろんです。

しかし看護師側の在宅福祉に対する考え方の一側面に、介助者側から見た場合、ネガティブな職業理念が含まれているのではないかと考えられます。

現在に至るまで、看護師の果たしてきた役割、医療従事者としての専門性を在宅支援の場で果たしてきた功績を否定するわけではありませんし、介助者も含めたチームケアを大事にしてくれた看護師も多くいました。

みなさんには忘れないでほしいと思うのです。

夜、土日、祝日、年末年始、公的なヘルパー制度も乏しいその黎明期から在宅生活の医行為支援を行ってきたのは、資格無き、知識・技術も皆無だった一般市民の介助者群でしたよ。

## 【悩める介助者像】

利用者

『今日はご飯食べたくない』

CIL系介助者

「利用者の『食べたくない』という意思を尊重した」  
(結果ご飯を食べさせなかった)

ケアマネ、他ヘルパー、看護師 etc

『3食食べるところから一日のリズムを保ち、健康のバランスをとることにつながるのだ!』

『利用者の健康、生活を考えていない!』

『だからCILはダメなんだっ!』

### 3. 利用者・アテンダント連絡会

毎年、年度末に「利用者・アテンダント連絡会」を開催しています。

今年は、3/2(金)、3/3(土)の昼と夜、計4回開催しました。

今回の連絡会では、4月から変更になる出勤簿に関することや、有給休暇の取得方法、また、介助に関する諸注意や総合福祉法(仮)の動向、医療的ケア等についてお話をさせていただきました。

そして最後に、ダスキン研修生としてカンボジアから研修に来ていたボバさんから、カンボジアでの生活、プノンペンにあるCILでの活動についてお話をもらいました。

意見交換の場面では、アテンダントさんからは日頃介助に入っていて気付いたことや思うことなど、貴重なご意見をいただき、利用者さんからも、介助に関して感じていることなどをお話ししていただきました。（今回頂いたご意見をまとめたものを別途配布いたしますのでご覧ください。※尚、連絡会に参加できなかった利用者さん、アテンダントの皆さんには連絡会資料と合わせてお配りします。）

今回、ご都合が付かず参加が叶わなかった皆さん、ごめんなさい。

毎年この連絡会では、普段は直行直帰の仕事でなかなかお顔を合わす機会がない他のアテンダントさんと知り合ったり、また、利用者さんにとっても、ご自身の介助に入っているアテンダントさん以外の方や、他の利用者さんと知り合えるきっかけになります。ご都合が付きましたら次回は是非ご参加ください。（小林）



## 4. JIL全国セミナー報告@岡山

1月23日～25日、岡山で、JIL（全国自立生活センター協議会）の全国セミナーが開催されました。私は、TIL ベンチレーター・ネットワーク 呼ネットとして、呼ネット代表の小田さんと、さくら会の川口有美子さんと共に、初日の「医療的ケア法改正」の講義枠の講師をさせていただきました。

4月から、医療行為である吸引と経管栄養が、一定の研修を受けたヘルパーであれば業務として行なっていいですよ、ということが法的に位置づけられるようになります。

その背景には、「医療行為は医師や看護師など、医療従事者しかやってはいけない（ただし、在宅の場合には、医療従事者から指導を受けた家族はやってもいい）」という医師法の縛りがあったため、在宅で暮らすには家族が一手にその負担を負っていた訳です。家族に負担をかけたくない、という理由で、生きたくても人工呼吸器をつけることを拒否して、亡くなっていく人もまだ多くいます。そして、人工呼吸器をつけるという決断をしても、家族が負担に耐え切れなくなったとき、心中という悲惨な結果に終わることも多い訳です。

その後、吸引については、ヘルパーがやってもいいよ、という通達が出ましたが、それは、あくまでも「違法性阻却内」、つまり、「本当は違法なんだけど、全国で相次ぐ心中事件に歯止めをかけるためには仕方が無いから、まあ、見なかったことにしておくから、ヘルパーと利用者の自己責任の中でうまくやってください。」という扱い。これでは、ヘルパーも、利用者も、あんまり安心してはできませんよね。

地域で、医療的ケアが必要な障害者が生きていくためには、どうしても、ヘルパーがそういう介助を担っていく必要性があり、その必要性を認識してもらえたからこそ、法制化に結びついたのです。

法律の仕組み自体は、ものすごくたくさんの問題や課題があります。でも、法制化が必要だ、という認識を得た、という点に限っては、前進だと言えるでしょう。

セミナーでは、制度の背景や経緯などの話も少しは伝えました。しかし、セミナー参加者の中で、「医療的ケアのある利用者がいる」というセンターがとても少なかったこともあり、どちらかと言うと、人工呼吸器ユーザーでも普通に街で暮らしていくのですよ、という当事者の生活の話、それから、医療的ケアが必要な人は、適切な配慮と、支援していこうと思う人さえいれば、同じように地域で生きていけるのです、という話を中心にしたような形になりました。

今まで、違法性阻却の中だからこそ、当事者自らが、地域での医療的ケアの必要性を介助者に説明し、納得してもらい、自分と介助者を守るために一生懸命研修をし、自分が主体となってリスク管理を行なってきたのです。だから、病院内での看護ミスによる事故はあっても、私たち自立生活運動の中では、医療事故は無かったのです。それが、法制化されたことで、ヘルパーが堂々と医療的ケアを行なえるようになりましたが、基本研修は研修事業所で受け、実地研修では看護師のチェックを受け、という仕組みになりました。それにより、当事者の主体性が維持できるのか、ということが、個人的には非常に不安です。「基本研修を受けているからこれくらいのことは分かってるだろう」「看護師がOKをだしたんだからできるだろう」と、主体性を失ってしまわないよう、今後もしっかりと、自分の生活は自分で作っていく、という姿勢でやっていきたいですね。

(海老原)

## 5. カンボジアからダスキン研修生が来ました♪

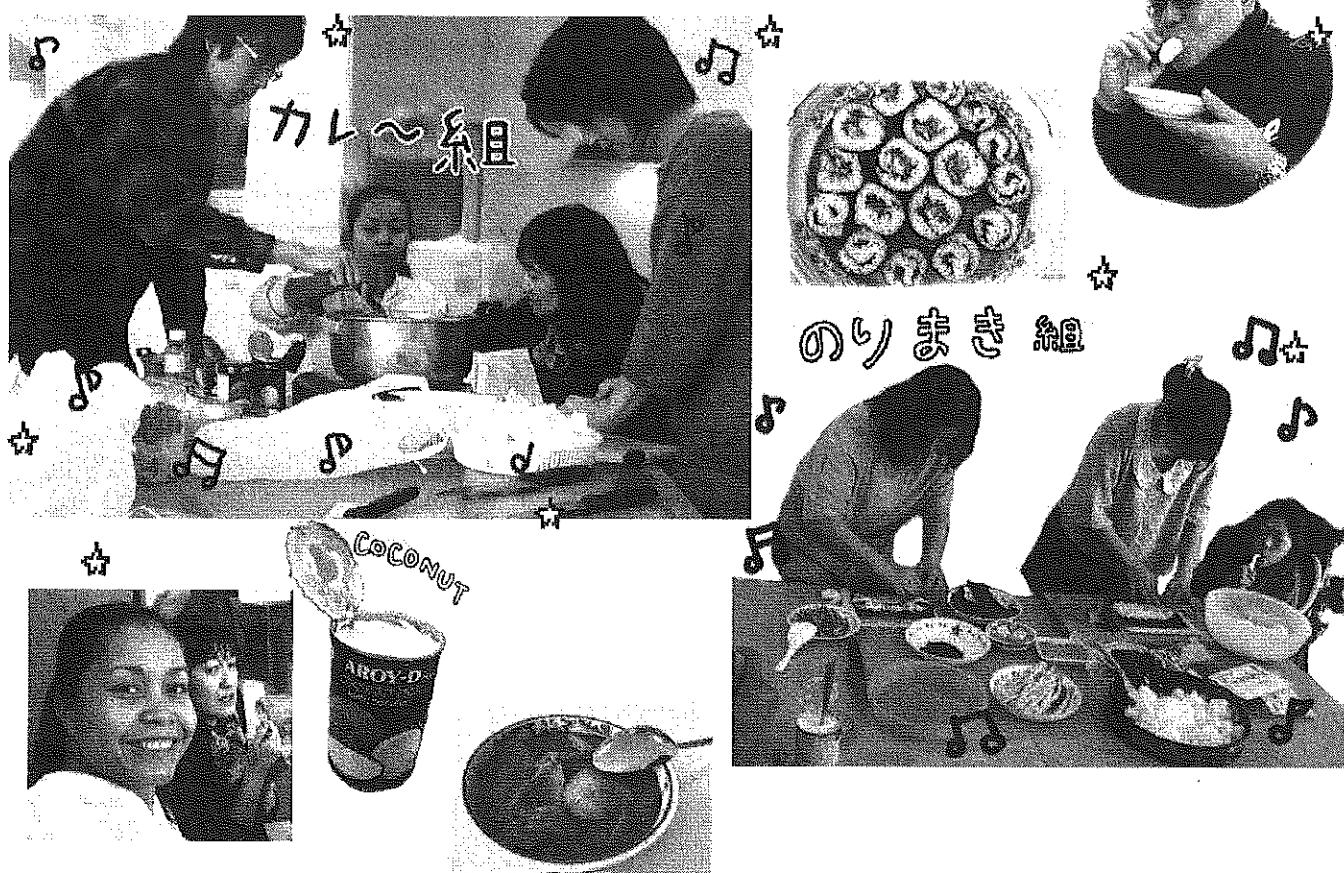
CIL東大和は、ダスキン・アジア太平洋障害者リーダー育成事業の研修生の受け入れをしています。今年はカンボジアから、チェア・ボバさんが研修に来ました！

ボバさんはカンボジアの首都・プノンペンで2009年に設立されたCILで働いています。ダスキン研修生としては、昨年の8月末に日本に来て、三ヶ月間他のアジアの研修生と一緒に日本語の勉強をして、2月18日に東大和にやってきました。

### \* 欅迎会 \*

2月21日(火)、事務所にてボバさんの歓迎会として、皆で料理を作りました☆

ボバさん監修のもとカンボジアカレーと、日本らしい料理ということで、のり巻きを作って食べました！



### \* おさんぽ会 \*

歓迎会から1週間後の2月28日(火)、スタッフや利用者さんもお誘いして、ボバさんが予てから行きたいと言っていた東京タワーへ行つきました！

朝から電車が止まっていたり、小さなトラブルもありましたが、無事東京タワーに着くとボバさんは景色をまじまじと眺めたり、写真をいっぱい撮っていて、とても楽しんでいました(^O^)





ボパさんは日本の障害者の生活やヘルパーの制度、交渉やネットワークの作り方などに关心を持っていて、いろいろな施設や団体を見学し、積極的に話を聞いていました。たった2週間ですが、たくさんのこと吸収している印象でした。また、ボパさんはとても優しく素直な人柄で、いつも事務所の皆を笑顔にしてくれました(\*^\_^\*)そんなボパさんに、最後にちょっとだけインタビューしてみました！

Q. 東大和で一番楽しかったことはなんですか？

A. 皆さんといつも笑っています。

そしてたくさん話します。フレンドリーです。

そして、おやつの時間がたくさんあります(笑)。

Q. では、東大和で大変だったことは？

A. 全然ないです！！

…でも、いつもいつもたくさん食べます…

今、私は太ってきています…。

とてもとても大変です！(笑)

Q. 東大和の研修はどうでしたか？

A. とてもいい経験をさせてもらいました。

例えば、ILPスケジュール、ピアカウンセリング、

昨日の晩も障害者の話をたくさんしました。

Q. 東大和の皆へひとことお願いします！

A. 私は日本にもヶ月住んでいますが、東京タワーへは全然行きませんでした。ここへ来たとき、皆さん一緒におもしろいこと、楽しいことをします。パーティとか、料理作ったり、東京タワーを見に行ったり、暇なときたくさんお話しします。そして、新聞のインタビューもおもしろいし、カンボジアの情報を日本人に伝えることができます。

東大和のスタッフ、みなさんありがとうございました。私はセンター毎日楽しいです！うれしいです！私の心は皆さんにいます。これから皆さんのこと思い出します、全然忘れません。将来、東大和にまた来れたらいいな～。さんの活動を見ると元気になります。とてもとても大好きです。皆さんも私を忘れないでください！

ボパさん、東大和での研修お疲れ様でした！そして、ありがとうございました！

カンボジアに帰る前にぜひまた東大和へ遊びに来てね。

# 6. 活動報告

## 12月

- 12/16 厚生文教委員会 傍聴  
12/19 サービス提供責任者会議  
12/20 就業規則改訂会議  
12/26 事務局会議  
12/28 自立支援協議会 相談窓口

- 2/13 総合福祉法講演会講師、  
事務局会議  
2/14 東京都相談支援研修講師  
2/15 東京都相談支援研修講師  
2/17 呼ネット事務局会議  
2/18 ダスキン研修生受け入れ開始  
2/20 サービス提供責任者会議、  
事務局会議、  
人事会議

## 1月

- 1/6 市役所・社協へ挨拶回り  
1/7 J I L全国セミナー事前打ち合わせ、  
吸引検討会（さくら会主催）傍聴  
1/11 自立支援協議会 相談窓口  
1/13 重度訪問研修講師（幹本部）、  
ネットワーク役員会  
1/17 移送会議  
1/20 呼ネット事務局会議  
1/23 J I L全国セミナー講師  
事務局会議  
1/24 総合福祉センター検討委員会、  
1/25 地域福祉審議会 障害者部会  
1/26 総合福祉法 講演会（東氏）  
1/30 東京都相談支援研修、  
事務局会議、  
地域福祉審議会 全体会  
1/31 東京都相談支援研修

- 2/21 ダスキン研修生歓迎会、  
自立支援協議会 生活部会、  
総合福祉センター検討委員会  
2/22 自立支援協議会 相談窓口、  
重度訪問研修講師（文京）  
市長タウンミーティング  
2/23 多摩療護園オンブズパーソン、  
J I L関東ブロック会議  
2/27 事務局会議、  
人事会議  
2/28 おさんぽ会（東京タワー）  
自立支援協議会 全体会  
2/29 ダスキン研修生、市からインタビュー

## 2月

- 2/3 厚労省交渉（全国大行動）  
2/6 東京都相談支援研修、  
事務局会議  
2/7 吸引等医療的ケアシンポジウム聴講  
2/9 ネットワーク役員会  
2/10 重度訪問研修講師（幹本部）

## 3月

- 3/1 T I L学習会  
T I L役員会  
3/2 利用者・アテンダント連絡会  
3/3 利用者・アテンダント連絡会  
3/4 事務局会議、  
人事会議  
3/9 重度訪問研修講師（幹本部）

# お花見会の おしゃせ

長くてつらい冬もあと少しで終わり、今年も桜の季節がやってきました！

CIL東大和では今年もお花見会を開催したいと思います♪

おいしいごはんをいただきながら、桜の下でわいわいやいましょう！

皆さん奮ってご参加ください☆彌

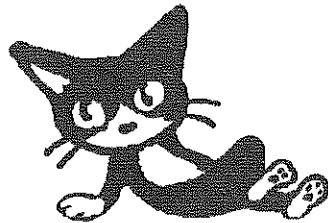
日時 \* 2012年4月7日(土) 11:00~14:00

場所 \* 東大和南公園

会費 \* 1,000円

オードブルその他料理、飲み物ご用意します☆

もちろんさしいれも大歓迎！



※雨天時は事務所でご飯会になります。

★しめきり…2012年3月30日(金)

自立生活センター・東大和

東大和市南街1-22-6 シティコート南街1F  
TEL:042-567-2622 FAX:042-567-2912



編集後記

皆さんこんにちはKKです。気付けばもう平成24年です。3ヶ月経とうというのに西暦にすると良く間違えます。今回の通信の発行日もこれで本当にあってるんだろうか?とブルブルしています。さて、24号目を数えるわけですが、別に東大和で、某キーファ・ザザーロンドが演じる某〇ヤック・バウアーが「大統領!!!!」なんて叫ぶわけでは有りません。変わりに「市長!!!!」と呼んでみましょう。活動的な方なので、街中を通りかかっているかもしれませんよ。

まあ、ジャックはジャックで忙しいかもしれません、この障害者福祉の変化も目まぐるしいですよね。医療的ケアのことがあったり、相談支援事業が始まったり、障害者自立支援法が結局大差がないまま生き残ったりと。今回、書類の山に負われていた、ひがしやまとのW.Tさんも、時間の余裕が24時間欲しかったかもしれませんね~。以上、他愛ない(あるかも??)24小話でした。

<会費納入のお願い>

NPO法人 自立生活センター・東大和は皆様の会費が運営資金となっております。

今後も障害を持っていても自分らしい地域生活を送るために必要な様々なサポートを  
提供していくためにご協力をお願い致します。

正会員

→利用会員: 3000円/年

→協力会員: 1000円/年

賛助会員: 1000円/1口

団体会員: 10000円/1口



ご寄付のご協力もお願い致しております。

郵便局: 00100-9-46826

特定非営利活動法人 自立生活センター・東大和

<受付時間>

平日 9:00~18:00

\*緊急連絡はいつでもつながります\*



〒207-0014

東京都東大和市南街1-22-6 シティコート南街1F

TEL: 042-567-2622

FAX: 042-567-2912